支援者からのメッセージ

改革を成し遂げた活動

東 大作(現上智大学教授)

私は、会ができた 2000 年に、NHK の報道局のディレクターをしておりましたが、東京新聞の「人」という欄の岡村さんの記事を見て、取材を始めました。他の被害者の方にもお話を伺って、個人的にも、こんなに理不尽な制度がこの世の中にあるのかと思いました。

マスコミ、メディアの人間としては、公平な報道に 務めなければなりませんが、この件については賛成派 と反対派の両方を伝えるというよりも、被害者の方の 主張が正義だと考えて番組を作ろうと、腹をくくった ところがあります。ただそう思う一方、法務省も日弁 連も反対していましたので、果たして被害者の会が訴えていることが実現できるのだろうか、難しいのでは ないか、と思ったのも事実です。とにかく自分なりにできることを、微力ながらやりたいと思い取材していました。

最初に 2000 年 10 月に NHK スペシャル「犯罪被害者はなぜ救われないのか」を作らせて頂きました。その後 2002 年に岡村さんから「ドイツへ調査に行くので、同行してもらえないか」と言われました。NHKの上司には反対されましたが、最終的に、クローズアップ現代とキーパーソンという番組で予算を頂いてドイツへ行くことができました。

私とカメラマンが調査団に同行したことで、先ほどお話も出ましたように、ドイツの裁判官の方々が、テレビのために模擬裁判をしてくれました。その様子をクローズアップ現代という番組で全国に放送しました。それが非常に大きなインパクトを司法界にも与えたと後で伺い、私なりに微力ながらお力添えできた事があったとすれば嬉しいことだと思っています。

その後、私は 2004 年に NHK を退社して、カナダの大学院に留学を始めました。元々夢であった平和構築、つまり戦争の国を平和にするための勉強をしたいと、修士と博士を始めたのですが、その時も、唯一事前に相談したのは岡村さんでした。

私が NHK を退社した後も、今日来ておられる天川 さんや NHK の諸先輩や後輩の方々が、この被害者問 題を取り上げ、国谷さんの番組で継続的に放送してく ださったこと、とても感謝しています。

当時、自民党の司法制度調査会の小部会で、「犯罪被害者基本法」にするのか、「犯罪被害者支援法」にするのか、非常に大きな議論があり、最終的に、岡村さんが訴えていた基本法が成立しました。こうした事態を受け、私は、カナダに移ってからもずっと電話で話をしていた岡村さんからご協力を頂き、以前取材した人たち一人ひとりにカナダから電話でインタビューをしました。こうした内容をまとめて、「犯罪被害者の声が聞こえますか」という本を2006年に講談社から、2008年には新潮文庫から出すことができました。こうした書籍を通じて少しでも、犯罪被害者の会の運動が、どうやって抜本的な司法制度の改正に繋がったのか、その記録を残せたとすればありがたいと思っています。

私は現在、国際関係と平和構築について、上智大学で研究したり、学生に教える仕事をしています。そこで若い人たちに、「なかなか日本という国は変えることができないという諦めがあるかもしれないけれど、こうやって自らが被害に遭って、声を挙げ、自分たちで制度の改革案を作り、たぶんできないであろうと思われていた改革を成し遂げた人たちがいるのです。そういう活動があるのです」という事を伝えるようにしています。「社会を変えることは決して不可能ではない」ということを、この会の活動から私たちは学ぶことができると確信しているからです。

だからこそ私は、日本の戦後の市民運動の歴史の中でも、犯罪被害者の会の運動は、非常に大きな意義を持っていると考えています。これから私たちが、その歴史を引き継ぎ、日本が、そして世界が少しでも良くなるために活かしていくことが、これからの我々の責務だと思っています。本日は有難うございました。

支援フォーラムを立ち上げて

山本 千里

本日はこのような会に参加させていただきありがとうございます。

18年間、活動を続けてこられたのは大変なことだと頭の下がる思いでございます。

岡村さんが 2000 年 1 月に犯罪被害者の会を立ち上

げられて、6月に一橋大学の同窓である経団連の会長の奥田碩さん、私の同期の石原慎太郎君、首都大学の理事長の高橋宏君が、岡村さんのお話を聞きました。岡村さんのすごい馬力と意志に感動し、これは絶対に「あすの会」を支援しようという事を決めたようです。

そして、経団連副会長の樋口廣太郎さん、瀬戸内寂聴さんにも発起人になっていただき、8か月後の9月に「犯罪被害者の会を支援するフォーラム」を立ち上げたわけです。この時、私は高橋宏君と事務局を引き受けました。如水会の会員ネットワークを活用しまして全国の人たちに、寄付をしてくれないかと声を掛けまして、個人会員670人、法人会員100社にご寄付をいただきました。あすの会の立ち上げの時でしたから、多少なりともお役に立てたのではないかなと誇りに思います。

このような活動を、今後、若い人で引き継いでくれる方が現れることを期待しております。

全国に先駆けて意見書を提出

堺市議会議長・堺市女性団体協議会 山口 典子 皆さま、今日は「あすの会」の最終大会にお招きい ただきありがとうございます。あすの会のことを知っ た当初、私は議長ではありませんでしたが、この度、 20年目にして、無所属の女性議員でありますがご推 挙頂き堺市議会議長に就任しました。

私は、堺市女性団体協議会という堺市で最も長い歴 史を持つ市民団体の活動をしてきました。私たちが、 あすの会を知ったのは、2002年暮れのテレビニュー スでした。「悲しみの果てに」というタイトルの人形 劇で被害者とこの国の不合理な法の実情を語られてい ました。そして岡村先生がコメントを述べておられま した。それまで私は、議員をしておりながら、この国 の法律は弱いものを守ってくれると信じて疑わなかっ たのです。「それは、全く違う」という事を林さんが 堺で何度もご講演をしてくださいました。

また、夏の暑い時に一緒に堺東駅前で街頭署名運動 もしました。その時に、堺の高校生が一生懸命協力し てくれました。私は、犯罪被害者やそのご家族が置か れている現状をもっともっと社会全体に知らせなけれ ばという思いで、その後も署名活動を続けました。

いろいろご一緒させていただきましたが、たまたま 私はその時議員でありましたので、地方議会の議員と して他にできることがないのかと思った時に、「意見 書がある!」と気付き、2003年9月24日付、堺市議会全会一致で、日本で初めて「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書」を小泉総理宛と法務大臣宛に提出させていただきました。その後、堺市議会が提出した意見書と同じ意見書を全国107の自治体が提出したのです。

たまたま今、議長になりましたので、これからも地 方議会としてできることはすべてやりたいと思います。

あすの会の皆様の活動は、この国における人間の生命の尊さ、人間の尊厳を法にしっかりと打ち込んでくださいました。皆さまのなされた活動は未来永劫、必ずや私たちを救い、私たちを幸せに導く指針です。そういう道筋をつけて頂いたことを心より感謝し、これからも皆さんと共に頑張ってまいりたいと思います。お礼のご挨拶とさせて頂きます。

あすの会と弁護団

弁護士 守屋 典子

私にとりまして弁護団会議というものは、全て勉強会でした。弁護団会議は平成13年ごろからだったと思います。当時の訟廷日誌という弁護士の手帳を、平成13年分から19年分まで見返してみました。そうしますと、平成13年9月8日に初めて岡村事務所というのが出てきました。その辺りから、多分言われている弁護団というものができて弁護団会議が始まったと思います。

見返しますと、毎年20~30回ほど岡村事務所で 会議をしておりました。平日は午後4時~9時頃まで、 土曜日は朝の9時から午後5時くらいまで、連日やっ ていたこともあります。議題はいろいろありましたが、 今日もお越しの椎橋先生や諸澤先生にお越しいただい てご講義いただいたり、各国の法制度の検討をしたり、 日本の法制度との整合性があるかどうかという事を検 討したり、調査に行くに当たり質問事項を作ったり、 帰って来てから報告書を作ったり、意見書を作ったり、 要綱案を作ったり、岡村先生の検討会や法制審のバッ クアップをしたりしました。今考えてみると、本当に、 弁護士の仕事をしながらでしたので、すごく忙しかっ たと思うのですが、当時は「とにかく被害者の参加制 度を作るのだ」という思いが非常に強くて、弁護団の 皆がそれを共通して持っていましたので、特に負担感 もなく一生懸命取り組むことができました。

当時は、「被害者参加なんて、何を寝言を言ってい

るの」というような空気でした。そういう逆境の中で したけれども弁護団会議は続きました。何故続いたか と言えば、岡村先生がいてくださったからですけれど も、白井先生と髙橋先生の力も大きかったと思いま す。白井先生は常にリーダー的な存在で静岡から毎回 出席してくださいました。髙橋先生はいつも岡村先生 に寄り添って事務的なことは一切引受けてくださいま した。このおふたりがいなければ弁護団会議が続いた かどうか分かりません。

最後になりますが、弁護団の弁護士は被害者ではありませんでした。私たちとしては少しでも良い制度を作ろうと思って一生懸命したつもりでしたけれども、被害者の皆さんから見れば、「おかしいなとか、何も分かっていないな」と思われたこともあったと思います。でも、被害者の皆さんだけではできなかっただろうし、また弁護士だけでも、どうにもできなかった問題であったと思います。あすの会の成果というのは、あすの会の皆さんと弁護士がうまく協力できた結果実現できた事と思います。そういう意味で、あすの会の皆さん、弁護団の皆さんに心から「お疲れ様でした」と申し上げたいと思います。

確信を得たヨーロッパ調査

弁護士 河野 敬

私があすの会の活動で関与させていただきましたのは、第1回ヨーロッパ調査の事務局、電話法律相談、勉強会、後は公訴時効の時に岡村先生に随行して書記のような役割をさせて頂いたことです。

私のような者が大変僭越ですが、第1回ヨーロッパ 調査についてお話させていただきます。この調査は、 刑事訴訟に被害者が参加する制度についてです。その 頃は、被害者の立場は惨憺たる状況で、我々は、学者、 実務家の方々に集まっていただき研究会をしておりま した。しかし、なかなか当時の枠組みから出られませ んでした。「それならば、自分たちで調査に行こうじゃ ないか」と岡村先生から話があり、一緒にやっていた 弁護士たちも、「それをやらなきゃだめだ。是非行き ましょう」となった次第です。

この勉強会では、ターゲットを絞ってドイツとフランスに行こうという事になりました。ドイツの制度は、 諸澤先生からベーシックな部分をお聞きしてとっかかりができました。そして、東大の川出先生、愛知大学の加藤先生、フランスについては小木曽先生に大変お 世話になりました。とにかく、我々は勉強しました。 勉強会に行くと分からないことがあって、また帰って 来て勉強して、そこへ岡村先生が、「あれはどうかね。 これはどうかね」と仰るわけです。するとまたそれを 調べなければいけない。昔の法哲学や考えられるもの をすべて調べました。皆本当に燃えていました。しか し、燃えているからといって、そのまま燃えたぎる気 持ちでヨーロッパへ行ったからといって調査できるわ けではないのです。それで、事務的なことを東京にい る私がやることになりました。

ドイツは 11 か所、フランスは 7 か所、これも聞きたい、あれも聞きたいと質問が相当に出るわけです。 私はそれを持って帰って、夜な夜なメールを打つわけです。フランスでは山西さんというパリにおられた一等書記官で検察官の方、ドイツでは松本さんというベルリンにおられた一等書記官で検察官、そのバックに国際課長の林さんがおられて、支援してくださいました。

この調査では、理論的なことよりも「実際の運用はどうか」「この制度に対して使っている人はどのように評価しているのだろうか」という事を聞きたいと思っておりました。典型的な話は、「被害者が参加すると法廷は混乱する」という反対論者からの意見でした。我々はそのことを聞いて回りました。しかし、被害者が参加すると混乱するなどという回答はひとつもなく、この調査をして我々は、被害者の刑事手続きへの参加を実現させなければならないと一層強く思いました。出発前は、「できないかもしれない」と思わなくもなかったのですが、戻ってきたときは、「これは絶対できる」と思っていました。

この調査が 2002 年、被害者の参加が実施されたのが 2008 年 12 月です。このような短期間でこれだけの改革ができたというのは驚異的だと思います。被害者の方ご自身の活動がバックボーンにあってこのように早く実現されました。

もうひとつは、皆様ご存じの岡村先生の爆発的な推進力、壁に当たった時の突破力、それが継続するという持続力。これらの奇跡的なことが組み合わさってできたことだと思います。先ほど東さんが仰ったように、私も、被害者の参加ということは正義だと思っており、こういう制度ができたことに、末端ではありますけれども、お手伝いさせて頂けたことに感謝しております。